取扱注意事項

建築用鋼製下地材（ 壁･天井 ）

◆設計上の留意事項

1. 鋼製壁下地材について

1) 鋼製壁下地材は、建物内部の間仕切壁に適用し、外壁の下地材として用いるのは不適当です。

2) 鋼製壁下地材は、非構造体であり、特に、強度面を考慮し設計して下さい。

3) 鋼製壁下地材のスタッドは、間仕切壁の高さに合わせそれぞれの種類の長さの上限内とし、
（ 上限長さは 50 形は 2.7m、65 形は 4.0m、75 形は 4.0m、90 形は 4.5m、100 形は 5.0m とする。）
また、埋込みの配管寸法等により、種類及び長さを選定して下さい。
ただし、同一の間仕切壁でスタッドの長さが異なる場合には、高い方の種類に合わせて統一して下さい。

4) その他

2. 鋼製天井下地材について

1) 鋼製天井下地材の 19 形は屋内、25 形は屋外用とします。
ただし、特別に強度を必要とする場合は、所定の補強をして下さい。

2) 強風地域や高層ビル部分の天井、広いビロテイの天井および天井の端部等で強風を受ける場合などについては、具体的な補強方法によって行って下さい。

3) 鋼製天井下地材の構造は、照明器具や各種設備機器類の荷重を考慮されておりませんので、これらの機器類は、個々に所定の強度を有する構造にして下さい。

4) その他

3. 設計上の配慮すべき共通点について

1) 湿度の高い場所や水がかかる場所の設計は避けて下さい。

2) 特殊な場所や環境性能を要求される場合は、耐食性を配慮した設計にして下さい。

3) その他

◆施工上の注意事項

1) 鋼製下地材のく（ 艦 ）体への取付けやインサートとの接合は確実に堅ろうに行って下さい。

2) 開口部の補強は、所定の補強方法によって施工して下さい。

3) 配管、空調ダクト、空調機器、照明器具等と鋼製下地材とはそれぞれ独立して取付けを行って下さい。

4) 溶接した箇所は、防せい処理（ さび止め塗料などを塗布〉を施して下さい。

5) 建築物の屋外で特に強度が必要な場所に使用される天井下地材は、強度、安全性を更に増した所定の構造によって施工して下さい。

6) その他標準施工に必要な事項。

a. 床版などのコンクリートは、所定の強度を確保して下さい。

b. コンクリーートは、所定の養生期間が確保され乾燥も十分に行って下さい。
（ コンクリート打設後 10 日以上経過していること。）

c. 床版、壁面等には、大きな突起・不陸がないようにして下さい。

d. 床面などに水や湿気だまりが生じないように考慮して下さい。

e. 鋼製下地材の部材の接合部のボルトナット、ビスおよび固定金物、溶接などは確実に固定して下さい。

f. 水平精度は、仕上げ材の施工に支障とならないよう適切に行って下さい。

警告

取扱事故防止のため下記事項をよくお読みの上、正しくご使用下さい。

1. 搬入時、資材の落下やずり落ちによるケガを防ぎ、腰を痛めないようにして下さい。
（ 現場での小運搬は無理のないようご注意下さい。）

2. 鋼材の切り口は鋭利であり、また、切断時にはバリも生じ易いので、手を傷つけないようにして下さい。
（ 軍手等の保護手袋を着用して下さい。）

3. 素手による取り扱い、または素肌の露出部はケガをするおそれがありますのでご注意下さい。
（ 素肌はなるべくさけるような服装にして下さい。）

4. 梱包用スチールバンドおよび針金等の切断時のはねあがり等によるケガが生じますのでご注意下さい。
（ 梱包をとく場合は状況判断して作業をして下さい。）

5. 搬入時や保管時について次のような事項にご注意して下さい。
①原則として、屋内の湿気をよばない場所に保管して下さい。
（ やむを得ず屋外に置く場合には防水シート等をかけて下さい。）
②製品は、地面に直接置かないで平らなところにかい木をして水平に置き、積み重ねる場合は間木を施して荷崩れを起こさないように置いて下さい。
③クレーン荷揚げ等の運搬に際しては、布製平型吊りバンドを使用するなど製品の角や表面の損傷に注意して下さい。また、製品の上に重いものを乗せないで下さい。

6. 壁に重量物を固定すると落下、脱落により、思わぬケガをしたり壁面を破損する事があります。
（ 必要に応じ所定の補強をして下さい。）

7. 壁に重量物を立てかけたりすると倒壊により思わぬケガをすることがあります。
（ 壁には重量物を立てかけないようにして下さい。）

8. 天井に乗ったり、ぶら下がったりすると落下、脱落によりケガをすることがあります。
（ 危険な行為はしないで下さい。）

9. 天井から物を吊るしたり、物を載せたりすると落下、脱落により、ケガをしたり、また、天井周辺を破損することがあります。
（ 所定の強度を有する構造にして下さい。）

10. その他